



元受文科高第741号

中央教育審議会

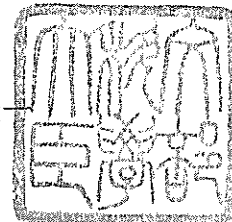
次の事項について、理由を添えて諮問します。

認証評価機関の認証について

令和元年11月12日

文部科学大臣

萩生田 光



(理由)

一般財団法人短期大学基準協会から、別紙のとおり、学校教育法第110条第1項の規定に基づく認証評価機関の認証の申請があったので、同法第112条第1号の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

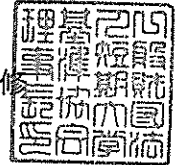




短基協総第 135 号  
令和元年 10 月 21 日

文部科学大臣  
萩生田 光一 殿

一般財団法人短期大学基準協会  
理事長 関口 修



### 認証評価機関申請書

学校教育法第 110 条の規定に基づき、認証の申請を行います。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

#### I 申請内容

- 1 名称及び事務所の所在地
- 2 役員氏名
- 3 認証評価の対象
- 4 大学評価基準及び評価方法
- 5 認証評価の実施体制
- 6 認証評価結果の公表の方法
- 7 認証評価の周期
- 8 認証評価に係る手数料の額
- 9 その他評価の実施に関し参考となる事項

#### II 添付書類

- 1 一般財団法人短期大学基準協会定款
- 2 登記簿謄本
- 3 平成30年度財産目録及び貸借対照表、及び添付資料(今後 7 年間の収支計画)
- 4 認証評価の業務の実施状況
- 5 認証評価の業務以外の業務の種類及び概要
- 6 認証評価手続(一般財団法人短期大学基準協会大学認証評価実施規程)
- 7 大学認証評価要綱
- 8 大学評価基準
- 9 認証評価のスケジュール
- 10 認証評価実施体制(組織図)
- 11 認証評価委員会、その他関係会議委員名簿
- 12 大学評価基準等の意見照会と意見への対応
- 13 認証評価に関する諸規則等

一般財団法人短期大学基準協会  
事務連絡担当者 山本正彦(総務課長)  
E-mail:yamamoto@jaca.or.jp  
TEL:03-3261-3594



1. 名称及び事務所の所在地

(1) 名称 一般財団法人短期大学基準協会

(2) 事務所の所在地

〒102-0073

東京都千代田区九段北4丁目2番11号

2. 役員氏名（令和元年10月1日現在）

理事長	関口	修	郡山女子大学短期大学部学長、郡山女子大学学長、学校法人郡山開成学園理事長
副理事長	原田	博史	岡山短期大学学長、岡山学院大学学長 学校法人原田学園理事長
理事	中野	正明	華頂短期大学学長、京都華頂大学学長
	秋山	元秀	滋賀短期大学学長
"	麻生	隆史	山口短期大学学長、九州情報大学学長 学校法人麻生教育学園理事長、第二麻生学園理事長
	石井	茂	学校法人大阪成蹊学園理事長
"	大野	博之	国際学院埼玉短期大学学長 学校法人国際学院理事長
	奥	明子	貞静学園短期大学学長 学校法人貞静学園理事長
"	川並	弘純	聖徳大学短期大学部学長、聖徳大学学長 学校法人東京聖徳学園理事長
	工藤	智規	公益財団法人スポーツ安全協会 会長
"	小林	雅之	桜美林大学総合研究機構 教授
	坂根	康秀	香蘭女子短期大学学長 学校法人山内学園理事長
"	佐久間	勝彦	千葉経済大学短期大学部学長、千葉経済大学学長、学校法人千葉経済学園理事長
	佐々木	公明	桜田通り総合法律事務所 弁護士
"	清水	一彦	山梨県立大学学長 公立大学法人山梨県立大学理事長
	滝川	嘉彦	学校法人滝川学園理事長
"	田中	厚一	帯広大谷短期大学学長
	松ヶ迫	和峰	一般財団法人短期大学基準協会 事務局長
監事	齋藤	力夫	齋藤総合税理士法人 会長税理士
	谷本	榮子	関西外国語大学短期大学部学長 学校法人関西外国語大学理事長
"	松岡	弘樹	東京交通短期大学学長

3. 認証評価の対象

大学（短期大学を除く）

#### 4. 大学評価基準及び評価方法

大学評価は、基本方針を定めた「大学認証評価要綱（令和元年10月1日決定）」（以下「評価要綱」という。）、評価基準を定めた「大学評価基準（令和元年10月1日決定）」（以下「評価基準」という。）に基づき実施する。概要は次のとおりである。

##### (1) 大学評価基準（添付資料インデックス8）

一般財団法人短期大学基準協会（以下「基準協会」という。）の定める評価基準による。概要は次のとおりである。（評価要綱 3（添付資料インデックス7-1,2頁））

①評価基準は、学校教育法第109条に規定する大学評価基準として策定されたものであり、大学がその主体的な改革・改善を通じて、自らの教育研究活動の継続的な質保証を実現することを支援することを目的として、四つの基準から構成されている。

②評価基準は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）等を踏まえて基準協会が大学の教育研究活動等が評価基準に適合している旨の適格認定を行う際に、大学に必要と考える要件及び評価対象大学の目的に照らして、教育活動等を分析・判定するために定めたものである。

③評価基準は、大学の教育の成果を把握した上で、改めてその責任と役割を確認し内部質保証に取り組み（基準Ⅰ ミッションと教育の効果）、その達成のために提供される教育や支援の状況を明らかにして（基準Ⅱ 教育課程と学生支援）、その教育研究活動や大学組織を支える資源を把握し（基準Ⅲ 教育資源と財的資源）、全体を統制する仕組みを評価・点検する（基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス）ようになっている。また、4基準（Ⅰ～Ⅳ）の下には必要に応じてテーマ（A～D）を置き、さらにそれらのテーマにおいて自己点検・評価の主眼となる事柄を区分（1～7）として表している。

④大学は、評価の結果、評価基準に適合していると認められた場合に適格認定が与えられる。評価基準に適合していると認められるためには、4基準すべてが満たされていなければならない。（評価要綱 6-(4)-②（添付資料インデックス7-5,6頁））

⑤評価基準設定の際には、基準協会で十分審議され、その過程の公平性及び透明性を確保するため、評価要綱及び評価基準について全国公私立大学あてにパブリックコメントを募集し、基準協会ホームページによるパブリックコメント募集の情報提供も行った。また、基準協会は、評価方法、評価基準等を変更する場合にも、その過程において公平性及び透明性を確保するため、事前に各大学 ALO 及び関係者に連絡するとともに、ウェブサイトの利用等により広く社会に公表すると評価要綱に示している。（評価要綱 13（添付資料インデックス7-8頁））

##### (2) 評価方法

評価方法は、基準協会が定める評価要綱による。概要は次のとおりである。（評価要綱 6（添付資料インデックス7-5,6頁））

###### ①自己点検・評価報告書の作成

a 評価を受ける大学は、評価校マニュアルに従って、自己点検・評価報告書を作成する。報告書には大学全体として、また、必要に応じて学部、研究科

ごとに教育活動等の自己点検・評価を記述する。

- b この報告書（評価校マニュアルに記載の提出資料を含む。）は、定められた期日までに各評価員及び基準協会に送付する。

②各評価員による評価

- a 評価員は、送付された自己点検・評価報告書（提出資料を含む。）による、書面調査及び訪問調査を通じて、当該大学の状況を把握・分析・評価する。  
b その評価は、評価基準に定める区分ごとに、当該大学が大学としての水準を満たしているか否かを、合・否の2段階で行う。

③評価チームによる基準別評価

- a 訪問調査終了時に評価員会議を開催し、各評価員の評価により、評価チームとしての評価をまとめる。この場合の評価も上記と同様、評価基準に定める基準それぞれに、当該大学の状況が大学としての水準を満たしているか否かを、合・否の2段階で行う。  
b 評価員会議においては、各基準の合・否とは別に、当該大学の教育活動等の状況の内、特に優れている点及び早急に改善を要すると思われる点、加えて教育活動等が向上・充実に向かうために必要な課題についても検討し見解をまとめる。  
c 評価チームは、訪問調査終了後、定められた様式により、基準別評価を記載した基準別評価票を作成し、期日までに大学認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）へ提出する。

④評価委員会による機関別評価

a 分科会における機関別評価原案の作成

評価を受ける大学数に応じて設けられた分科会においては、評価チーム責任者と意見交換を行うとともに評価チームから提出された基準別評価票に基づき、機関別評価原案を作成する。

b 評価委員会における機関別評価案の作成

評価委員会においては、分科会が作成した機関別評価原案に基づいて審議し、機関別評価案を作成する。

評価は、当該大学の教育活動等の状況について「適格」又は「不適格」と判定する。

- i 4基準に照らして全てが合である場合は、「適格」とする。  
ii 4基準に照らしてその一部又は全てが否である場合は、「不適格」とする。  
iii 自己点検・評価報告書に虚偽記載がある場合又は重大な法令違反等がある場合は、「不適格」とする。  
iv 「適格」の判定において、基準に照らして一部に問題が認められる場合は、当該問題の改善についての意見（以下「改善意見」という。）を付すことがある。

c 機関別評価案の内示

評価委員会が作成した機関別評価案を当該大学に内示する。

⑤異議申立て等の手続き

この機関別評価案に対し、異議申立て又は意見申立てがある大学は、「異議申立て及び意見申立ての機会」の手続きにより行う。

⑥理事会による機関別評価の決定

理事会は、機関別評価案等に基づいて評価を決定する。

評価の公正を期するため、基準協会が評価を受ける大学の利害関係者と認める者は、当該大学の評価業務に従事させないものとする。

## 5. 認証評価の実施体制

認証評価の実施体制は、基準協会が定める評価要綱による。(評価要綱 5 (添付資料インデックス 7-3, 4, 5 頁) 概要は次のとおりである。

基準協会は、評価委員会、分科会、評価チーム、認証評価審査委員会(以下「審査委員会」という。)により大学の評価を実施する。

- (1) 理事会の下に大学関係者や学識経験者等による評価委員会を置き、評価委員会の下に具体的な評価作業を行う評価チーム(1チーム4名程度、1名をチーム責任者とする。)を、評価を受ける大学ごとに編成する。さらに、評価チームから提出された基準別評価票に基づき、機関別評価原案を作成するために、評価委員会の下に複数の分科会を置く。

なお、財的資源の評価については財務部会を置き、分科会と連携して評価に当たる。また、審査委員会を置き、評価委員会が示す機関別評価案に対する当該大学からの異議申立てについて審査を行い、その結果を理事会に報告することになっている。

評価の公正を期するため、基準協会が評価を受ける大学の利害関係者と認める者は、当該大学の評価業務に従事させないものとする。

- (2) 評価員は公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価員に対して研修を実施する。

- (3) 認証評価事業の会計は、基準協会の法人会計と区分したものとする。

## 6. 認証評価結果の公表の方法

基準協会の刊行物への掲載、ウェブサイトの利用等による。

基準協会は、機関別評価が確定した後、当該大学に通知するとともに刊行物への掲載、ウェブサイトの利用等により広く社会に公表する。(評価要綱 8 (添付資料インデックス 7-6 頁) また、評価対象校には、ウェブサイトに基準協会の評価結果及び提出した自己点検・評価報告書を掲載するよう周知する。

## 7. 認証評価の周期

文部科学大臣による設置認可後又は認証評価を受けた年度の翌年度から7年以内ごとに評価を受けるものとする。(評価要綱 9-① (添付資料インデックス 7-6 頁) 及び一般財団法人短期大学基準協会大学認証評価実施規程第3条 (添付資料インデックス 6-1 頁) )

## 8. 認証評価に係る手数料の額(消費税別)(評価要綱 14 (添付資料インデックス 7-8, 9 頁) )

会員校 1 大学 180 万円に、1 学部あたり 40 万円、1 研究科あたり 20 万



円を加算した額  
非会員校 1大学180万円に、1学部あたり40万円、1研究科あたり20万円を加算した額に、7年分の会費相当額を加算した額

## 9. その他評価の実施に関し参考となる事項

### (1) 意見申し立ての機会の付与

評価対象大学は機関別評価案（内示）受領後30日以内に、基準協会に対して異議申し立て及び意見申し立てを行うことができるとしており、異議申し立てについては審査委員会において審査し理事会に報告、意見申し立てについては評価委員会において審議し、審査委員会及び理事会に報告することとしている。（異議申し立ては機関別評価の判定及び各基準の判定を対象とし、意見申し立ては判定以外の事項を対象とする。）（評価要綱7（添付資料インデックス7-6頁））

### (2) 学校教育法施行規則第169条第1項に規定する事項については、基準協会ウェブサイト等において公表することとしている。（評価要綱15（添付資料インデックス7-9頁））

### (3) 学校教育法第110条第2項第5号の規定による認証の取り消しはない。

### (4) 学校教育法第110条第2項第6号については、基準協会理事は大学・短期大学関係者及び弁護士等学識経験者で構成され、これまで短期大学の認証評価を適切に実施してきていることから、大学認証評価を公正かつ的確に実施することに支障はない。

### (5) 学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第3条第1項第2号については、基準協会は、申込みのあった大学全てについて、申込みの翌年度に評価を実施することとしているが、評価の実施が困難な場合には、申込み大学と調整をする。（評価要綱9-②（添付資料インデックス7-6頁））

### (6) 学校教育法第110条第2項第4号については、基準協会は、一般財団法人として東京法務局に設立の登記申請を行い成立（平成24年4月1日）しており、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律関係法令及び基準協会の定款に則り運営されている。現在までに、法令等の違反事実はない。

基準協会では、平成31年3月31日現在で、資産約344,284千円、負債約39,523千円、正味財産約304,761千円となっており、健全な運営を行ってきている。大学認証評価を行う上で、経理的な基礎を有していると考えますが、会員校の確保、運営の工夫、管理費の削減等に努めていくこととしている。



## 一般財団法人短期大学基準協会の概要及び 申請のあった評価事業の概要

### 短期大学基準協会の概要

- 設立目的  
短期大学の教育活動等についての総合的な評価等を行い、短期大学の主体的改革・改善を支援して、教育研究水準の向上及び質的充実を図ることを目的とする。
- 住所：東京都千代田区九段北4-2-11 第2星光ビル6階
- 設立年月日：平成6年4月21日
- 代表者：理事長 関口 修（郡山女子大学短期大学部／理事長・学長）
- 主な事業
  - ① 短期大学の教育活動等についての認証評価の実施
  - ② 短期大学の教育研究水準の向上及び質的充実のための支援
  - ③ 短期大学が行う自己点検評価・相互評価活動の促進及び支援
  - ④ 短期大学に関わる高等教育の調査研究
  - ⑤ 短期大学に関する資料等の刊行及び会報の発刊
  - ⑥ その他目的を達成するために必要な事業

### 申請のあった評価事業の概要

- 評価の対象：大学（短期大学を除く）
- 評価の周期：7年以内ごと
- 評価手数料の額：  
（会員の場合）  
180万円＋1学部につき40万円、1研究科につき20万円  
（非会員の場合）  
180万円＋1学部につき40万円、1研究科につき20万円  
＋7年分の会費相当額



○ 大学評価基準（案）

評価基準は、大学がその主体的な改革・改善を通じて、自らの教育活動の継続的な質保証を実現することを支援することを目的として、四つの基準（Ⅰ. ミッションと教育効果、Ⅱ. 教育課程と学生支援、Ⅲ. 教育資源と財的資源、Ⅳ. リーダーシップとガバナンス）から構成されている。

○ 評価方法（案）

対象大学が作成する自己点検・評価報告書に基づき書面調査及び訪問調査を通じて、当該大学の状況を把握・分析・評価する。

○ 評価結果（案）

評価は、当該大学の教育研究活動等の状況について「適格」又は「不適格」と判定する。

- ① 4基準に照らして全てが合である場合は「適格」とする。
- ② 4基準に照らしてその一部又は全てが否である場合は、「不適格」とする。
- ③ 自己点検・評価報告書に虚偽記載がある場合または重大な法令違反等がある場合は、「不適格」とする。
- ④ 「適格」の判定において、基準に照らして一部に問題が認められる場合は、当該問題の改善についての意見を付すことがある。

（参考）これまでの機関別認証評価（大学）の実施状況

①第1サイクル（H16～H22）の受審大学数	<u>721</u> 大学
②第2サイクル（H23～H29）の受審大学数	<u>779</u> 大学
③第3サイクル（H30～）の受審大学数	<u>47</u> 大学
④大学の機関別認証評価を実施している機関	<u>4</u> 機関
（公財）大学基準協会（H16. 8. 31 認証）	
（独法）大学改革支援・学位授与機構（H17. 1. 14 認証）	
（公財）日本高等教育評価機構（H17. 7. 12 認証）	
（一財）大学教育質保証・評価センター（R1. 8. 21 認証）	

